

環境方針

基本理念

山形市は、東と西に仰ぎ見る身近で美しい山々と馬見ヶ崎川を始めとした河川の清らかな流れなど豊かな自然の恵みを受け、市街地とその周辺の田園集落とが共存する美しいまちを市民共有の貴重な財産として先人から受け継いできました。

しかし、近年、私たちの利便性や豊かさを追求した大量消費・大量廃棄型の生活スタイルは、環境への負荷を急速に増大させ、地球温暖化による気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染などの多様な問題を引き起こしています。

私たちは、これらの問題が、生活や自然環境に大きな影響を与えていることを深く認識し、山形の豊かな美しい自然環境を守り育て、安心安全な環境を次の世代に引き継ぐ責務があります。

世界ではSDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されるなど国際社会全体で持続可能な社会に向けた取り組みが求められています。

山形市は、「山形市環境基本計画」に掲げるめざす将来の環境像「みんなで創る豊かな自然と笑顔輝く 持続的発展可能なまち」を実現するため、市民・事業者・行政の協働により、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）への変革と、人と自然が調和した循環型社会の構築に取り組みます。

基本方針

基本理念の実現に向け、次に掲げる事項を遵守し、率先して環境配慮行動を実践します。

- 1 「山形市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業において省エネルギー、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、省資源、廃棄物の減量、リサイクルの促進、グリーン購入等を通じて地球温暖化対策を実施します。
- 2 「公共工事における環境配慮指針」に基づき、環境に配慮した公共工事を行い、環境負荷を低減します。
- 3 環境に関連する法令、条例、規則、協定等を遵守し、環境汚染を予防します。
- 4 すべての職員が環境方針を理解し、その方針に沿った活動を率先して実践できるよう研修を実施します。
- 5 環境方針や環境成果を公表するとともに、山形市の取組や環境に関する情報提供を通じて、市民が環境について学び行動することを促します。

令和3年4月1日

山形市長 佐藤孝弘

